

# 伊賀市ネーミングライツ導入に関するガイドライン

## 1 趣旨

この方針は、新たな財源を確保し、健全な財政運営と良好な施設環境を安定的に提供するとともに、地域経済の活性化に資するために、市の保有する施設又はイベント等（以下「施設等」という。）の愛称等を命名する権利（以下「ネーミングライツ」という。）を民間事業者等（以下「事業者」という。）に付与する場合の命名権者（以下「パートナー」という。）の募集及び選定等について、制度の導入にあたり基本的な考え方をまとめたものです。

## 2 ネーミングライツの概要と効果

### （１）概要

ネーミングライツの導入は、市と事業者との契約により、市の保有する施設等の名称に、企業名や商品ブランド名等を冠した愛称等を付与する代わりに、事業者からその対価等を得て、新たな財源確保策の一環として施設の運営・管理に役立てようとするものです。

なお、ネーミングライツ導入後は、市は愛称を積極的に使用しますが、一般的な呼称として用いられる名称であり、条例上の施設名称（正式な施設名）を変更するものではありません。

### （２）効果

#### ①パートナーにとって

イ PR効果が期待できます。

命名した愛称が、市の広報活動やイベントの開催等を通じてメディアに取り上げられることにより、企業名や商品ブランド名の宣伝効果が期待できます。

ロ 地域活性化に貢献できます。

愛称を付けた施設を利用した魅力のあるイベント等の実施により、地域の経済、観光、産業の活性化に貢献できます。

ハ イメージアップにつながります。

施設の愛称や地域活性化策を通じて、企業や商品のイメージアップにつながります。

ニ CSR（企業の社会的責任）が高まります。

ネーミングライツ料が、市の施策の財源となり、市民サービスの向上策に使われるので、CSRが高まります。

ホ 施設使用時の優遇

施設への愛称名を広告媒体とする広告効果のほか、関連する製品の展示や施設内での企業広告やポスター等の掲示など内容によっては付与が可能となる場合があります。

#### ②市民・市にとって

イ 施設の維持管理等のための安定的な財源確保につながります。

ロ 財源の活用により、施設利用者・市民サービスの向上が期待できます。

### 3 導入の手続き

導入の手続きとしては、以下のとおりとします。

#### ①提案募集型

市が所有する施設の中から提案者が任意に選択できます。ただし、施設の性格上、ネーミングライツになじまない施設（本庁舎・支所等の庁舎、学校、保育所、病院など）は除きます。

また、次のいずれかに該当するなどにより、市がネーミングライツの付与の対象としてふさわしくないと判断した施設、既にネーミングライツが導入されている施設、市民公募など現在の名称の設定に特段の経緯がある施設は対象外になります。

- ・市民生活に混乱を招くおそれがあるもの
- ・公平性・中立性を損なうとの誤解を受けるおそれがあるもの

#### ②施設特定募集型

市が選定した施設についての提案を募集します。

いずれの場合においても、そのつど募集要項を作成し、市ホームページや記者発表等により広く公表します。

#### 《手続きの流れ》

| ①提案募集型                                                                                                                                                                                                                                                         | ②施設特定募集型                                                                                                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 団体等から提案の募集<br>(2) ネーミングライツの導入について資産経営課及び施設所管課で協議<br>(3) 導入に対する採用の可否の決定<br>(以後、共通)<br>(4) 提案者の募集（公募・入札）<br>(5) 優先交渉権者の選定<br>(6) 施設所管課による愛称の審査<br>※提案された愛称が伊賀市広告掲載要綱第4条第1項各号のいずれかに該当する恐れがある場合は、伊賀市広告事業審査委員会等による審査を実施する。<br>(7) 契約相手方の決定及び契約締結<br>(8) 愛称の使用開始 | (1) 対象施設の選定<br>(以後、共通)<br>(4) 提案者の募集（公募・入札）<br>(5) 優先交渉権者の選定<br>(6) 施設所管課による愛称の審査<br>※提案された愛称が伊賀市広告掲載要綱第4条第1項各号のいずれかに該当する恐れがある場合は、伊賀市広告事業審査委員会等による審査を実施する。<br>(7) 契約相手方の決定及び契約締結<br>(8) 愛称の使用開始 |

※提案者との協議は、手続きの必要に応じ適切に行います。

※導入手続きのフロー図は別紙1「ネーミングライツにかかる業務フローイメージ」を参照

### 4 募集する提案

#### ①提案募集型

提案者自らが希望する施設に対し、ネーミングライツにかかる提案をします。

#### ②施設特定募集型

市が選定した施設についての提案を募集します。

いずれの場合も伊賀市広告掲載基準第4条各号に該当する提案はできません。

また、施設等の性格、指定管理者及び利用者からの意見等により愛称案に制限がかかる場合があります。

## (1) 愛称の条件

- ①正式名称は変更せず、愛称とします。
- ②利用者の混乱を避けるため、契約期間中の愛称の変更はできないものとします。
- ③愛称については商標権等の侵害とならないよう事前にご確認ください。

また、市は愛称の普及のため、次のとおり協力します。

イ 愛称の決定につき記者発表し、市ホームページ等で公表します。

ロ 市の各種広報において愛称を使用するとともに、各種機関に対しても愛称の使用を働きかけます。

## (2) ネーミングライツの対価

ネーミングライツの対価は、他自治体の状況、施設管理に要する費用、施設の規模、利用者数、イベント内容やメディアに取り上げられる頻度等を勘案し、対象施設毎に目安となる金額を決定します。

また対価として、金銭のほかに、対象施設への役務（サービス）の提供なども可能です。

## (3) 契約期間

原則として、3年以上10年以内の期間とします。ただし、指定管理者制度導入施設については、指定期間を考慮し、協議の上決定します。

## 5 提案者の資格

提案者は、提案内容を自ら主体となり実施する法人とします。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は提案者となることができません。

- ① 本市の市税を滞納している者
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ③ 市から資格（指名）停止措置を受けている者
- ④ 政治的又は宗教的目的を主たる目的とする団体
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団及びその利益となる活動を行う団体
- ⑥ 指定管理者制度を導入している施設にあっては、指定管理者の事業内容等と競合する者（ただし、指定管理者及びその関連企業を除く）
- ⑦ 伊賀市広告掲載基準第3条（規制業種又は事業者等）に掲げる業種又は事業者等に該当する者
  - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業及び風俗営業に類似した業種
  - (2) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する消費者金融など貸金業
  - (3) たばこの販売に係るもの
  - (4) ギャンブルに係るもの（公営くじに係るものを除く）
  - (5) 法律に定めのない医療類似行為を行うもの又は施設
  - (6) 社会問題を起こしている業種や事業者等
  - (7) 占い、運勢判断に関するもの
  - (8) 興信所、探偵事務所等
  - (9) 債権取立て、示談引き受けなどに関するもの
  - (10) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
  - (11) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生、更生手続き中の事業者等
  - (12) 行政機関からの行政指導を受け、改善されていないもの
  - (13) 前各号に掲げるもののほか、広告を掲載する業種又は事業者等として妥当でないと認められるもの
- ⑧ その他ネーミングライツ・パートナーとして適当でないと市が認める者

## 6 提案者の受付

### (1) 事前相談の受付（提案募集型のみ）

提案を希望される方は、対象となりうる施設かどうかや愛称等の条件などの確認が必要なため、提案前の事前相談を受け付けます。「ネーミングライツ事前相談書（様式1）」等により、「9 問い合わせ先及び書類の提出先」へご相談ください。

### (2) 提案者の受付

事前相談及び施設特定募集型でネーミングライツの公募の対象となった施設を対象に提案者を受け付けます。

#### ①募集要項等

募集に必要な事項については対象施設毎に募集要項を作成します。

#### ②周知方法

市ホームページ及び広報誌等への募集要項の掲載、又は報道機関への情報提供等により市民や事業者幅広く周知します。

#### ③提案参加資格の確認

提案参加資格の適否を確認するため、以下の書類の提出を求めます。

なお、提案参加申込期間は原則20日以上とし募集要項で規定します。

また、書類の提出場所は「9 問い合わせ先及び書類の提出先」とします。

参加資格の確認が完了したときには「ネーミングライツ提案参加受付済書」をお渡しします。

#### 《確認事項》

- 1) 本ガイドライン5に定める提案者の資格の制限に係る項目に該当していないか。
- 2) ネーミングライツ料が未納となる恐れはないか。

#### 《提出書類》

- ① ネーミングライツ提案参加申込書（様式2）
- ② ネーミングライツ提案に係る誓約書（様式3）
- ③ 印鑑登録証明書
- ④ 登記事項証明書〔商業登記簿謄本〕
- ⑤ 会社概要及び直近3か年の決算報告
- ⑥ 未納の税額がないことを証明する納税証明書（直近1ヵ年分）  
〔法人税、法人県民税・法人事業税、法人市民税、事業所税、消費税・地方消費税〕

※③④⑥については発行後3カ月以内のもの

## 7 優先交渉権者の選定

### (1) 公募の実施

ネーミングライツの導入が決定した施設に関しては、競争性及び公平性確保の観点から、公募により優先交渉権者を選定します。

### (2) 優先交渉権者の選定方法

本ガイドライン6③で提案参加資格が確認された提案者（以下「提案資格者」）を対象に入札にて決定します。

### (3) 入札日程及び入札書式等

提案資格者は「ネーミングライツ（命名権）の取得に関する提案書（様式4-1）」に必要事項を記入押印し、封入の上、入開札当日に持参してください。なお、代理人により入札及び契約をしようとする場合は「ネーミングライツの取得に関する委任状（様式4-2）」も持参してください。なお、入札日程、入札方法等については募集要項にて規定します。

#### (4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ① 提案資格者の資格を有しない者が入札したとき。
- ② 同一物件の入札に、2 以上入札をされたとき。
- ③ 同一物件の入札に、他の代理人を兼ね 2 以上入札をされたとき。
- ④ ネーミングライツ（命名権）の取得に関する提案書（様式 4-1）の氏名、金額、その他の用件が不明又は記名押印を欠くとき。
- ⑤ ネーミングライツ（命名権）の取得に関する提案書（様式 4-1）の金額を欠いたとき又は訂正したとき。
- ⑥ 入札に際して談合等の不正があったと認められるとき。
- ⑦ ①から⑥までに掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

#### (5) 落札者（以下「優先交渉権者」）の決定方法

開札結果を基に、資産経営課及び施設所管課にて審査基準に基づき審査し、提案資格者間の順位付けを行います。なお、提案が 1 者のみの場合も、優先交渉権者として相応しいかどうかを審査します。

#### (6) 審査基準

イ ①提案金額、②提案契約期間の適否を判定します。

| 審査区分    | 審査項目                    |
|---------|-------------------------|
| ①提案金額   | 施設毎に設定される提案下限額を下回っていないか |
| ②提案契約期間 | 3 年から 10 年の範囲内となっているか   |

ロ イの審査の判定を参考に適否の最終判断を行うとともに、複数の提案があった場合には、提案金額や提案契約期間により、提案資格者間の順位付けを行ったうえで、優先交渉権者を選定します。

順位付けにあたっての考え方は、下記表のとおりとします。

なお、提案が競合した場合、個別の提案、まとめたの提案であることに関わらず、順位付けは施設ごとに行い、それぞれの施設について最高点の提案資格者が優先交渉権者となります。

#### ≪提案資格者間の順位付け≫

財政的な観点と施設の愛称として定着させる観点を踏まえ、以下の算式により提案資格者の得点を算定し、得点の高い順に順位付けを行う。

得点 =  $100 \times (\text{①提案金額} / \text{②当該施設の提案下限額}) \times \text{③提案契約期間に応じた係数 } \alpha$

※少数第 3 位を四捨五入し、少数第 2 位止めとする。

③提案契約期間に応じた係数

|             | 3 年間 | 4 年間 | 5 年間 | 6 年間 | 7 年間 | 8 年間 | 9 年間 | 10 年間 |
|-------------|------|------|------|------|------|------|------|-------|
| 係数 $\alpha$ | 1.00 | 1.05 | 1.10 | 1.10 | 1.10 | 1.15 | 1.15 | 1.15  |

※得点が同点となった場合は、提案契約期間の長い提案を上位とする。提案契約期間も同じ場合は、抽選により選定する。

#### (7) 選定結果の通知

資産経営課において、選定結果を提案資格者に文書で通知します。

#### (8) 愛称の決定

審査基準に基づき決定した優先交渉権者より提出された「愛称案提案書（様式 5）」により提案された「愛称案」について、以下の審査基準及び関係法令等に基づき施設所管課及び必要に応じて伊賀市広告事業審査委員会にて審査します。

- ①愛称案は、本ガイドライン4に定める条件を満たしているか。
- ②愛称案は、親しみやすさ、呼びやすさを有し、施設のイメージにあっているか。
- ③愛称案の掲出表示内容は、屋外広告物として法令上問題がないか。

審査の結果、愛称としてふさわしくないと判断された場合は、その旨を優先交渉権者に資産経営課より通知し、愛称案を修正の上、再提出するよう依頼します。

#### (9) 契約

施設への名称表示のデザイン、設置時期及び方法、支払方法、契約の更新・解除、道路案内標識の表示変更（道路管理者と協議の上、変更可能なものに限る）等契約条件の細目について、詳細な協議を行い、双方が合意に至った時点で契約を締結します。

契約締結後、市ホームページへの掲載や報道機関への情報提供により当該事業者の名称、住所、契約金額、契約期間等を公表します。

##### ① 費用負担等

愛称の設定に伴い必要となる名称表示サイン及び看板等の変更に要する費用、契約期間満了後に原状回復に要する費用は、契約相手方の負担とします。また、これらの変更及び原状回復の作業も市が別途指定する方法により、契約相手方において実施することとします。

##### ② 契約の解除等

契約の相手方の瑕疵や、社会的信用の失墜その他の契約相手方に生じた事情により、ネーミングライツ契約の維持が困難と考えられる場合には、契約を解除することがあります。

上記の場合における原状回復に必要な費用は契約相手方の負担とします。

##### ③ 契約期間満了後の措置

契約期間満了前において、当初の契約相手方は当初の契約の延長について申し入れることができます。

## 8 その他

- (1) 本件の提案に係る一切の費用は提案者の負担となります。
- (2) 提出された書類は、原則として返却しません。
- (3) 提案内容等について、市から提案者に連絡することがあります。また、必要に応じて提案書の補正や追加資料の提出をお願いすることがあります。
- (4) ネーミングライツ導入後においても、市の条例、規則等上の名称については変更しませんが、新たに決まった愛称については、市においても積極的に使用します。
- (5) 契約に至らなかった提案については関係者及び市民の意見を聞く目的以外に公表することはありません。

## 9 問い合わせ先及び書類の提出先

〒518-8501 伊賀市四十九町3184番地 財務部資産経営課

TEL: 0595-22-9690

FAX: 0595-24-2440

メール: fm@city.iga.lg.jp

(土、日、祝日を除く午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで)